平成２６年（フ）第１５号
京都市右京区鳴滝音戸山町６番地３　鳴滝グリーンハイツ210号、開始決定時の住所京都府舞鶴市字大波下1293番地の１
破産者　浪江　　俊
１　破産債権の届出期間　平成27年８月７日まで
２　一般調査期日　平成27年９月４日午前10時
平成27年７月３日
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２６年（フ）第４７２１号
大阪府豊中市利倉２丁目７番33号、前住所大阪府豊中市利倉２丁目11番11号
破産者　橋本　政郎
１　破産債権の届出期間　平成27年８月７日まで
２　一般調査期日　平成27年９月14日午後２時
平成27年７月２日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６号
名古屋市瑞穂区上山町１丁目16番地
破産者　株式会社祥
１　破産債権の届出期間　平成27年８月10日まで
２　一般調査期日　平成27年10月14日午前11時
平成27年７月１日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４３号
滋賀県野洲市永原1023、破産開始時の住所滋賀県栗東市辻638番地
破産者　丸毛　晴夫
１　破産債権の届出期間　平成27年８月17日まで
２　一般調査期日　平成27年10月30日午前11時
平成27年７月３日　　大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１８号
三重県四日市市浜町３番14号
破産者　永光電材株式会社
１　破産債権の届出期間　平成27年８月18日まで
２　一般調査期日　平成27年９月18日午前10時
平成27年７月３日
津地方裁判所四日市支部破産係

破産債権の特別調査期日

平成２６年（フ）第５６７３号
東京都港区赤坂１丁目９番15号　日本自転車会館２号館７階
破産者　弁護士法人フォーリーフ法律事務所
特別調査期日　平成27年９月29日午後２時
平成27年７月３日
東京地方裁判所民事第20部

破産管財人変更

平成２７年（フ）第４４０７号
東京都中央区日本橋茅場町２丁目６番８号
破産者　有限会社三英商会
破産管財人　戸出健次郎を解任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　藤井　幹晴
平成27年６月30日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

平成２７年（ヒ）第１１号
富山市八尾町保内２丁目３番地
清算株式会社　北陸沢鋼業株式会社
代表清算人　加藤　健祐
１　決定年月日　平成27年７月１日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
富山地方裁判所民事部

平成２７年（ヒ）第７号
滋賀県高島市新旭町針江798番地
清算株式会社　株式会社高島エコ
代表清算人　藤田　京一
１　決定年月日　平成27年７月１日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大津地方裁判所民事部

特別清算終結

平成２７年（ヒ）第３０１２号
大阪市住之江区南港北１丁目14番16号
清算株式会社　株式会社モンジュイック
１　決定年月日　平成27年７月１日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

監 督 命 令

平成２７年（再）第４６号
東京都渋谷区幡ケ谷１丁目34番14号
再生債務者　株式会社日総建
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都千代田区丸の内３丁目３番１号　新東京ビル225区　東京丸の内法律事務所　弁護士　幸村　俊哉
平成27年６月29日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

平成２７年（再）第４２号
東京都世田谷区用賀４丁目10番１号
再生債務者　株式会社アカクラ
１　決定年月日時　平成27年６月30日午後４時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年７月31日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成27年９月４日から平成27年９月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再）第４３号
東京都世田谷区用賀４丁目10番１号
再生債務者　株式会社アカクラインターナショナル
１　決定年月日時　平成27年６月30日午後４時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年７月31日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成27年９月４日から平成27年９月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再）第４５号
東京都中央区日本橋本石町４丁目４番20号
再生債務者　株式会社みらい
１　決定年月日時　平成27年７月１日午後４時30分
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年８月３日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成27年９月７日から平成27年９月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再）第２号
北九州市戸畑区中原新町１番３号
再生債務者　株式会社シンクフリー
代表者代表取締役　笠田　文一
１　決定年月日時　平成27年６月30日午後４時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年８月７日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成27年９月11日から平成27年９月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

平成２７年（再）第２６号
千葉県成田市幡谷字桜谷津941番地の１
再生債務者　株式会社スカイウェイカントリー倶楽部
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
１　再生債務者が取得する株式の数　全ての発行済み株式である普通株式10万株
２　再生債務者が１の株式を取得する日　７の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初の出資をした日
３　減少する資本金の額　資本金7500万円全額
４　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　７の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初の出資をした日
５　募集株式の数　普通株式1000株
６　募集株式の払込金額　募集株式１株につき金５万円
７　募集株式と引換えにする金銭の払込期間　再生計画認可決定確定の日から１か月
８　増加する資本金の額　金5000万円
９　増加する資本準備金の額　金０円
平成27年６月29日
東京地方裁判所民事第20部

事業譲渡に関する株主総会の決議による承認に代わる許可

平成２７年（再）第３６号
東京都福生市本町95番地９　サンライズ福生１階
再生債務者　株式会社メイト
決定の要旨　平成27年６月16日付け事業譲渡許可申請書にかかる事業譲渡について会社法467条１項に規定する株主総会の決議による承認に代わる許可をする。
平成27年６月30日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成２３年（再）第１号
神奈川県座間市相模が丘１丁目17番46号
再生債務者　サンクスモータース株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成27年７月２日
横浜地方裁判所相模原支部